

ウェルカムくにさき！

サテライトオフィス等誘致促進補助金 募集要領

■ 補助金のポイント

- ① 開設時 建物の整備費・備品購入費を 補助率1/2・上限550万円 で支援
- ② 開設後 活用にかかる旅費(航空運賃)を 補助率1/2・上限年10万円×3年度間 で支援
- ③ 申請期間 令和8年9月1日(火)～ 令和9年1月29日(金)
※予算の範囲内。予算に達し次第終了します。

⚠ 必ずお読みください

この補助金は、国東市内で実際にサテライトオフィス等を運営し、5年以上継続して事業を行っていただくことを前提とした制度です。申請前に、必ず「10. 審査について」「11. 申請にあたっての重要な注意事項」をご確認ください。申請内容によっては審査の結果、不採択となる可能性がある事をご了承ください。

1. 目的と特徴

国東市は、企業等の多様な働き方の促進及び地域経済の振興を図ることを目的として、市内にサテライトオフィス等を開設及び活用する際の経費の一部を、予算の範囲内で補助します。この要領は、この補助金に関する事項をまとめたものです。

この補助金の特徴は「継続的な支援」です！



- ◇ サテライトオフィス等の開設時は、建物の整備や備品購入を支援
- ◇ 開設後は、サテライトオフィス等の活用にかかる旅費を支援



2. 対象となる施設

この補助金は、「情報通信技術(ICT)の活用により本社と同等の業務が実施可能な事業所」を国東市内に新たに設置する場合に活用できます。この要領では、これらを「サテライトオフィス等」と表記します。

○ 対象となる施設の例	× 対象とされない施設の例
・ サテライトオフィス ・ コワーキングスペース ・ 本社／支社 ・ テレワークの拠点 ・ ワークেশンの拠点 等	・ 実際に業務を行わない、登記や表札のみの事業所 ・ 別荘、保養所、社宅、住宅など、住居としての利用が主となるもの ・ ICTを活用した業務の拠点とはいえないもの ・ 市外の本社機能を国東市へ移す拠点(実質的な本社移転)

○ 対象となる施設の例	× 対象とならない施設の例
	・ 代表者やその家族の移住、住居の確保が主たる目的となるもの ・ 転売や資産保有を目的とした不動産の取得

※ 名称が「サテライトオフィス」であっても、実際に従業員が業務に使用する実態がなければ対象となりません。

◆ この補助金の趣旨

この補助金は、市外に本社を置いて事業を続けている企業が、その事業活動の一部を、情報通信技術を活用して国東市内でも行えるようにするための制度です。市外の本社と国東市の拠点の「二拠点」で事業が営まれることを想定しています。

したがって、次のような場合は、この補助金の趣旨に当てはまらないため対象となりません。



- ・ 国東市内で行おうとしている業務が、情報通信技術を活用して行うものではない場合
- ・ (例: 農林水産業の現場作業、製造・加工、工事の施工、店舗での接客販売 等を主たる目的とするもの)
- ・ 市外の本社に事業活動の実態がない場合(代表者やその親族の住居を本社としているだけで、そこで業務が行われていない 等)
- ・ 国東市への移住や住居の確保が主たる目的で、事業の拠点としての位置づけが副次的な場合
- ・ 国東市に拠点を設けることで、市外の本社が実質的に事業活動を行わなくなる場合(本社の移転)

3. 補助金の対象者

(1) 次の要件を「すべて」満たす法人が対象です

①	国東市外に本社があり、その本社において現に事業活動を行っている法人であること
②	国東市内に新たにサテライトオフィス等を開設し、かつ、5年以上継続して運用する見込みがあること
③	国東市内の拠点で、情報通信技術(ICT)を活用した業務を行うこと
④	市税等に滞納がないこと
⑤	補助対象経費のうち、整備費及び備品購入費の合計額が20万円以上であること

※ ①について、本社が代表者やその親族の住居のみであるなど、本社としての事業活動の実態が確認できない場合は対象となりません。

※ ②について、国東市への拠点設置により市外の本社が実質的に事業活動を行わなくなる場合(本社の移転にあたる場合)は対象となりません。

(2) 次のいずれかに該当する場合は対象となりません

ア	暴力団員である者、又は暴力団員と密接な関係を有する者
イ	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者
ウ	宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者
エ	補助対象経費のうち整備費及び備品購入費の合計額が20万円未満の者
オ	その他、市長が適当でないと認める者(※詳細は「10. 審査について」をご覧ください)

4. 補助対象経費



サテライトオフィス等の開設及び活用にかかる経費のうち、次の経費が対象です。

区分	内容
(1)整備費	事業所となる建物の購入、新築、改修等にかかる経費
(2)備品購入費	パソコン、プリンター、デスク、その他業務に必要な事務機器等の購入経費
(3)旅費	次の要件をすべて満たす経費 ・大分空港を離発着する航空機の通常運賃であること ・補助対象者の従業員の移動にかかるものであること ・サテライトオフィス等を開設した年度の翌年度から3年度間の移動にかかるものであること (※開設する年度に発生した旅費は補助対象外です)

◆ 補助対象とならない経費

①	消費税
②	他の制度により補助金等の交付を受けたことがある経費、又は受ける予定がある経費
③	その他、市長が適当でないと認めるもの

5. 補助金額と支払方法

区分	補助率	上限額	補助を受けられる期間
整備費 備品購入費	1/2	550万円	開設する年度に1回
旅費	1/2	年度あたり10万円	開設した年度の翌年度から 3年度間(各年度1回)

※ 補助金額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てます。

※ 旅費に対する補助金の申請は、各年度につき原則1回限りです。年度の途中で複数回に分けて申請することはできません。

◆ 支払方法について

いずれの補助金も「精算払い」です。

精算払いとは、補助対象事業が完了し、市の検査を受けた後に、実際に支払った額に基づいて補助金が支払われるものです。

※ 補助金の交付決定と同時に支払われるものではありません。事業に要する費用は、いったん全額を事業者様にご負担いただく必要があります。

6. 申請の方法

(1) 申請期間

令和8年9月1日(火) ～ 令和9年1月29日(金)

※ この補助金は予算の範囲内で交付します。申請額が予算に達した場合、期間内であっても受付を終了することがあります。

※ 工事等の事業が令和9年3月末までに完了する見込みがない場合は、事前にご相談ください。

(2) 提出方法・提出先

下記の提出書類をまとめたうえで、市役所窓口を持参、または郵送してください。

提出先	〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地 国東市役所 観光・地域産業創造課 産業創出係 TEL:0978-72-5183 / Mail:sosei@city.kunisaki.lg.jp
-----	--

(3) 提出書類

	書 類 名	備 考
1	補助金交付申請書	要綱様式第1号
2	概要説明書	要綱様式第2号
3	誓約書	要綱様式第3号
4	会社概要(事業内容がわかるもの)	・ 会社案内パンフレット、ホームページの写し等 ➢ 主な事業内容、取扱商品・サービス、主な取引先、従業員数がわかるもの
5	会社の沿革がわかる書類	設立から現在までの経緯と事業の変遷がわかるもの(様式自由)
6	直近2期分の決算書の写し	貸借対照表、損益計算書、法人事業概況説明書(税務署の受付印又は受信通知があるもの) ※設立から2期を経っていない場合は、作成済みの期の分
7	会社定款	
8	登記事項証明書	発行後3か月以内のもの
9	市税等に滞納がないことを証明する書類	完納証明書等(自治体によって名称が異なります)
10	整備費、備品購入費に関する見積書	<u>工事に関する見積書は2社分必要</u> です
11	事業所となる建物の購入、新築、改修等に関する図面や仕様書等の書類	
12	建物又は土地の賃貸借契約書の写し	※事業所となる建物又は土地が事業者の所有でない場合
13	改修等に関する同意書	※事業所となる建物が事業者の所有でない場合
14	その他市長が必要と認める書類	事業計画や運営体制の確認のため、追加の資料をお願いする場合があります

※ 各様式は市ホームページからダウンロードできます。ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

※ 書類が整わない場合や記載内容が確認できない場合は、審査を行うことができない場合があります。

7. 手続きの流れ

(1) 整備費・備品購入費に対する補助金(開設する年度に行う手続き)

	手続き	必要書類
0	事前相談 ・工事に関する見積の取得等は、この時点でも可能です	
1	交付申請書を提出	「6. (3) 提出書類」一式
→	市による審査(書類審査・ヒアリング・現地確認等)	
→	交付決定(市役所作成)	交付決定通知書(要綱様式第4号)
2	事業着手届を提出	事業着手届(規則様式第3号)
3	事業に着手 ・建物や備品の売買契約締結 ・工事の施工 等	
※	必要に応じて ・補助金額等の変更、申請の取下げ	変更交付申請書(要綱様式第5号) 補助金等交付申請取下げ書
4	事業が完了 ・建物や備品の引渡し、設置完了 ・工事の施工の完了 等	
5	事業完了届を提出	事業完了届(規則様式第4号) 開設報告書(要綱様式第7号) 工事施工等の写真(施工前・施工中・施工後) 交付決定通知書の写し
6	市役所による検査(現地確認含む)	
7	補助金の支払いを請求	交付請求書(規則様式第5号) 精算書
→	補助金を指定口座に入金	
8	実績報告	実績報告書

※ 書類は必要に応じてご案内します。

(2) 旅費に対する補助金(開設の翌年度から3年度間、毎年度行う手続き)

	手続き	必要書類
1	旅費に対する補助金交付申請書を提出 ・1年度分の旅費についてまとめて申請 ・申請は各年度につき原則1回限りです	交付申請書(要綱様式第8号) 旅費明細書(要綱様式第9号) 旅費の支払を証する書類 従業員であることを証する書類 交付決定通知書の写し
→	交付決定(市役所作成)	交付決定通知書(要綱様式第10号)
2	旅費に対する補助金の支払いを請求	交付請求書(規則様式第5号) 精算書
→	補助金を指定口座に入金	

8. 申請内容に変更が生じたとき

交付決定を受けた後、次のいずれかに該当する場合は、「変更交付申請書(要綱様式第5号)」を提出し、市長の承認を受ける必要があります。承認を受けずに変更した場合、補助金が支払われないことがあります。

①	整備費及び備品購入費に対する補助金の額に変更が生じるとき
②	補助対象経費に20パーセントを超える変更が生じるとき
③	補助事業内容の重要な部分を変更しようとするとき

9. スケジュール例(令和8年度に開設する場合)

年度	内容	
令和8年度 (令和8年9月 ～令和9年3月)	・サテライトオフィス等の整備、備品の購入 ・整備費、備品購入費に対する補助金の手続き ・サテライトオフィス等の活用開始	
令和9年度	・開設したサテライトオフィス等の活用 ・活用にかかる旅費(航空運賃)に対する補助金の手続き(1年目)	
令和10年度	・旅費に対する補助金の手続き(2年目)	
令和11年度	・旅費に対する補助金の手続き(3年目)	
令和12年度 ～令和13年度	・引き続き、サテライトオフィス等を継続して運用してください(開設から5年以上)	

10. 審査について【重要】

(1) 審査の方法

ご提出いただいた書類の内容を審査するほか、必要に応じて、事業者様へのヒアリング、追加資料のご提出、現地確認を行います。審査の結果、補助金を交付することが適当と認められる場合に、交付決定を行います。

要件を形式的に満たしている場合でも、次の(2)に該当すると判断したときは、交付要綱第3条第2項第5号(その他市長が適当でないと認める企業等)の規定により、不採択となる場合がありますのでご了承ください。

(2) 不採択となる場合の例

次のような場合は、審査の結果、不採択となります。

- サテライトオフィス等としての利用実態が見込めない場合(従業員が誰も利用しない、業務を行う計画が具体的でない、単なる住居・別荘・保養所としての利用が主である 等)
- 国東市内の拠点で行う業務が、情報通信技術を活用して行うものではない場合(農林水産業の現場作業、製造・加工、工事の施工、店舗での接客販売 等を主たる目的とするもの)
- 市外の本社に事業活動の実態が確認できない場合(代表者やその親族の住居を本社としているだけで、そこで業務が行われていない 等)
- 実質的に本社機能の移転であり、市外の本社が事業活動を行わなくなると見込まれる場合
- 代表者やその家族の移住、住居の確保が主たる目的であると認められる場合
- 5年以上継続して運用する見込みが確認できない場合(事業計画が具体的でない、短期間での撤退や売却が見込まれる 等)
- 会社の事業実態が確認できない場合(実際の事業活動や売上の実績が確認できない、連絡が取れない、所在地や役員等の情報が不明確である 等)
- 事業計画・収支計画の実現可能性が乏しい場合(自己資金や資金調達の見通しが立っていない 等)
- 補助金の受給自体を主たる目的としていると認められる場合
- 申請書類に虚偽の記載がある場合、又は市の照会・ヒアリングに正当な理由なく応じない場合
- 過去に市の補助金等について不正な受給や重大な義務違反があった場合
- その他、補助金の目的である「多様な働き方の促進」「地域経済の振興」に資すると認められない場合

11. 申請にあたっての重要な注意事項

(1) 事業の着手時期

交付決定の前に事業に着手した経費は、補助対象になりません。

物件の売買契約、工事の請負契約、備品の購入等は、市が行う交付決定の後でなければできません。契約日・発注日・支払日にご注意ください。

また、事業は令和9年3月末までに完了して市の検査を受ける必要があります。完了する見込みがない場合は、必ず事前にご相談ください。

(2) 5年以上の継続運用について

この補助金は、市内に拠点が根づき、地域経済に貢献していただくことを目的としています。開設後は、5年以上継続して運用してください。

やむを得ない事情により運用を取りやめる場合は、必ず事前に市へご相談ください。正当な理由なく短期間で運用を取りやめた場合は、補助金の交付決定を取り消し、交付済みの補助金の返還を求めることがあります。

また、開設後の運用状況について、市から確認や報告をお願いする場合があります。

(3)取得財産の管理について

補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助金の受取り後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って効率的に運用しなければなりません。

また、これらの財産を、市長の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）で定める耐用年数を経過している場合は、この限りではありません。

(4)虚偽申請・不正受給について

申請書類に虚偽の記載があった場合や、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合は、次の措置を行います。

- ・補助金の交付決定の取消し
- ・交付済みの補助金の返還請求（加算金を含む）
- ・以後の市の補助金等の申請の制限
- ・悪質な場合は、事業者名の公表、関係機関への通報

(5)根拠規定

この補助金は、国東市補助金等交付規則（平成 18 年国東市規則第 62 号）及びウェルカムくにさき！サテライトオフィス等誘致促進補助金交付要綱（令和3年国東市告示第 64 号）の規定に基づいて実施されます。この要領に定めのない事項は、これらの規定によります。

12. 物件やインターネット環境について

(1)空家バンク



国東市では、大分県内最大規模の登録件数を誇る『空き家バンク』を運営しています。ホームページで物件検索等ができます。物件の見学も随時受け付け中です。

サテライトオフィス等を開設する物件探しに、ぜひご活用ください。

<https://www.city.kunisaki.oita.jp/site/akiyabank/>

もしくは「国東市 空き家バンク」で検索！

(2)インターネット環境

国東市内では、最大 10Gbps の超高速光インターネットをご利用いただけます。

※ 表示速度はベストエフォートです。

13. ご相談・お問い合わせ

まずはご相談ください。お待ちしております。

国東市役所 観光・地域産業創造課 産業創出係

〒873-0503 大分県国東市国東町鶴川149番地

TEL:0978-72-5183

Mail:sosei@city.kunisaki.lg.jp

※ 申請をご検討の際は、書類のご提出前に、まず事前相談をおすすめします。要件の確認や書類の準備について、担当者がご案内します。